

申請できるものは、全部 やってみましょう!!!

持続化給付金

- 今年の売上が昨年と比べて、半分以下になったら対象です。(月の売上比較となります)
- 給付金は上限で下記のとおりです。
法人・・・200万円 個人・・・100万円

- 申請方法は、パソコン又はスマホで行います。給付の対象になったら、確定申告書・決算書・売上台帳・通帳・免許証などを準備。締切は来年1月15日

家賃支援給付金

- 今年の5月から12月までの売上が、昨年の売上と比べ半分以上減少(月の売上比較)、又はこの期間の3カ月連続の売上平均が30%以上減少(月の売上比較)で給付対象となります。
- 給付金は、家賃の3分の2を6か月分支給となります。申請方法の詳細は、7月上旬予定。

取手・牛久市・利根町・事業支援給付

- ◆ 自治体で行っている制度です。持続化給付金を受けられない売上減少率が30%~50%の事業所が対象で法人が20万円・個人が10万円の給付です。利根町は前年の売上比で20%以上減少月があることなど。

持続化給付金・家賃支援給付金などの申請相談は民商へ

源泉所得税の納付説明会

- 7月8・9日(水木)
10時~5時まで
- 民商事務所 於
- 源泉徴収簿など持参ください

労災・雇用保険の加入を

- 建設業なら事業主のみでも加入が(大工・左官・管・電気・塗装等)
- 保険料は年3回の分割払い
- 他の組合よりも低い手続き費用

民商定期総会は、諸般の事情により今年
は中止となります